

# ○津山工業高等専門学校安全衛生委員会規程

〔平成 16 年 2 月 24 日  
規程第 2 号〕

改正 平成 17 年 4 月 1 日規程第 7 号 平成 18 年 2 月 28 日規程第 9 号  
平成 28 年 2 月 17 日規程第 7 号 平成 29 年 3 月 21 日規程第 26 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第 13 条第 1 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校に、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生及び安全に係るものに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進並びに教職員の危険の防止に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副校長のうちから校長が指名する者 1 人
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 安全管理者
- (5) その他衛生に関し経験を有するもののうちから、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき校長が指名する者 6 人

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(任期)

第 5 条 第 3 条第 5 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者

の残任期間とする。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会の所掌事項を具体的に審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(意見聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規程第7号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規程第9号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日規程第7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日規程第26号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。